

大和郡山市内で事業をされている皆様へ

# 事業系廃棄物の 適正処理について

- ①事業者の責務・・・・・・・・・・1
- ②事業系廃棄物とは・・・・・・・・・・1
- ③産業廃棄物とは・・・・・・・・・・2
- ④事業系廃棄物の分類・・・・・・・・3
- ⑤事業系廃棄物の処理の流れ・・・4
- ⑥事業系一般廃棄物の出し方・・・4
- ⑦清掃センターでの展開検査・・・5  
（搬入不適物の排除）
- ⑧廃棄物の減量と資源化・・・・・・6
- 事業系廃棄物分類表・・・・・・・・・・7

大和郡山市

# 1 事業者の責務

事業者は、すべての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき適正に処理する義務があります。

## ① 自ら処理するか、委託処理を行います。

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理しなければならない。

## ② 廃棄物の再生利用と減量します。

廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。

## ③ 製造、販売等の際には工夫を

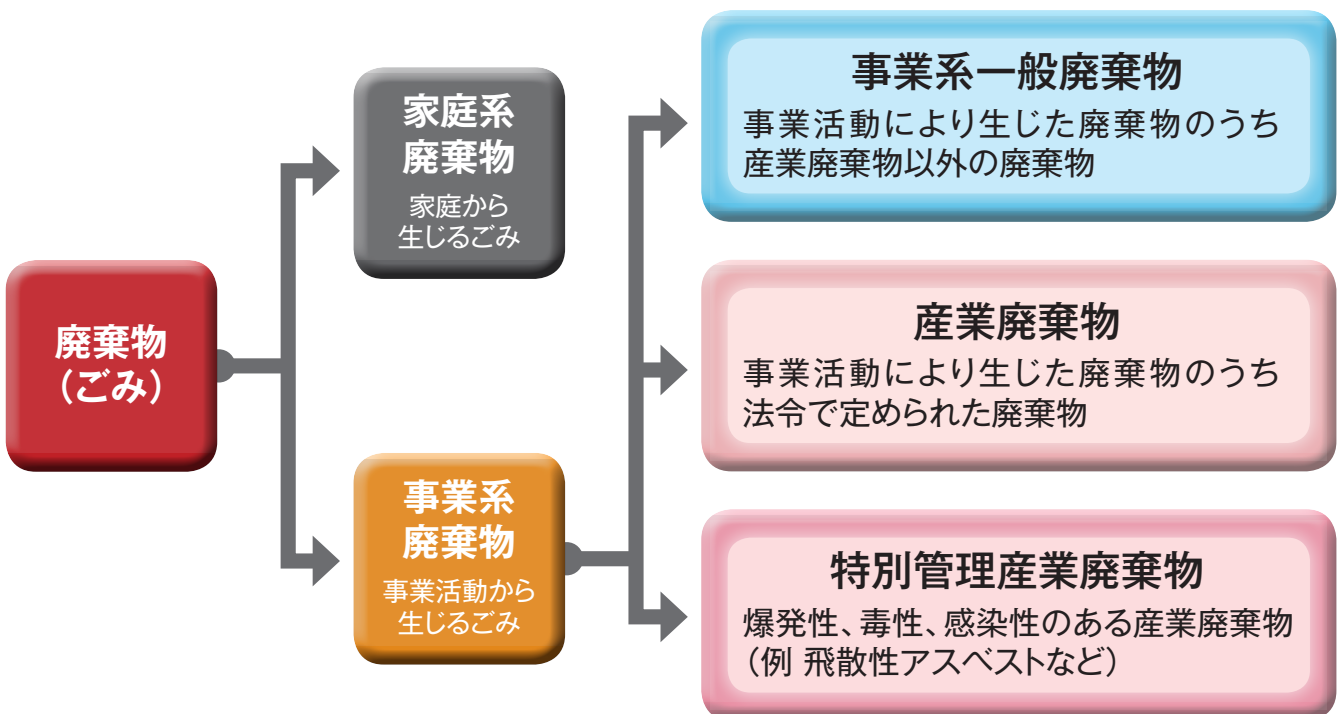
物の製造、加工、販売等にあたっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行われなければなりません。

## ④ 国や自治体の施策に協力します。

廃棄物の減量や適正な処理に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。

# 2 事業系廃棄物とは

事業者から排出される廃棄物は、下の図のように、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。清掃センターで処理できるものは、事業系一般廃棄物に限られています。



### 3 産業廃棄物とは

産業廃棄物は、廃棄物処理法で下の20種類と定められています。

産業廃棄物は、清掃センターへ持込や処理はできません。

	種類	具体例
すべての事業活動に伴うもの	1 燃えがら	石灰がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の残渣
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程で生じたコンクリートブロックくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等
	10 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ポタ、不良石炭、粉炭かす等
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	
12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設やDXN特措法に定める特定施設、産業廃棄物焼却施設から発生するばいじん、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	14 木くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、木材・木製品製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等や梱包資材
	15 繊維くず	建設業に係るもの(範囲は紙くずと同じ)、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食品製造業、医療品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣の内臓・あら等の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿 犬、猫等愛玩動物の繁殖業者(ブリーダー)から排出されるふん尿も含まれます。
	19 動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体 犬、猫等愛玩動物の繁殖業者(ブリーダー)から排出されるふん尿も含まれます。
	20	以上の産業廃棄物の処分をするために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

特定の事業活動に伴う産業廃棄物は、特定業種に限定されます。特定業種以外の業種から排出されるものについては、一般廃棄物になります。

## 4 事業系廃棄物の分類

事業系 一般廃棄物	厨芥類 <small>ちゅうかい</small>	食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、 <b>清掃センター</b> や <b>リサイクル施設</b> に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料品製造業などの業者から発生する厨芥類は産業廃棄物(動植物性残さ)です。</li> <li>●食品関連業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。(例)堆肥化、飼料化など</li> <li>●水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めてください。</li> </ul>	
	紙くず	汚れのついた紙など	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、 <b>清掃センター</b> に搬入します。また自ら搬入することもできます。
		●建設業、紙・紙加工製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。	
	木くず	せん定枝など	一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、 <b>清掃センター</b> に搬入します。また自ら搬入することもできます。
		●建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。	

※清掃センターへの搬入には、大きさや量について制限があります。

産業廃棄物	プラスチック類	梱包資材、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など	<p>産業廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。産業廃棄物収集運搬許可業者がわからない場合は、奈良県産業廃棄物協会にご相談ください。</p> <p>奈良県産業廃棄物協会 ☎0744-33-8800</p> <p>テレビ、エアコン、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機は法律によりリサイクルが義務付けられています。パソコン、消火器は、リサイクルルートがあります。いずれも販売店やメーカーにお問い合わせください。</p>
	金属類	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など	
	ガラス陶磁器類	コップなどのガラス類、陶器類など	
	蛍光灯電池類	蛍光灯、乾電池、ボタン電池、充電電池など	
	その他 (大型ごみなど)	事業所の机、椅子、ロッカー、家電製品、パソコン、消火器など	

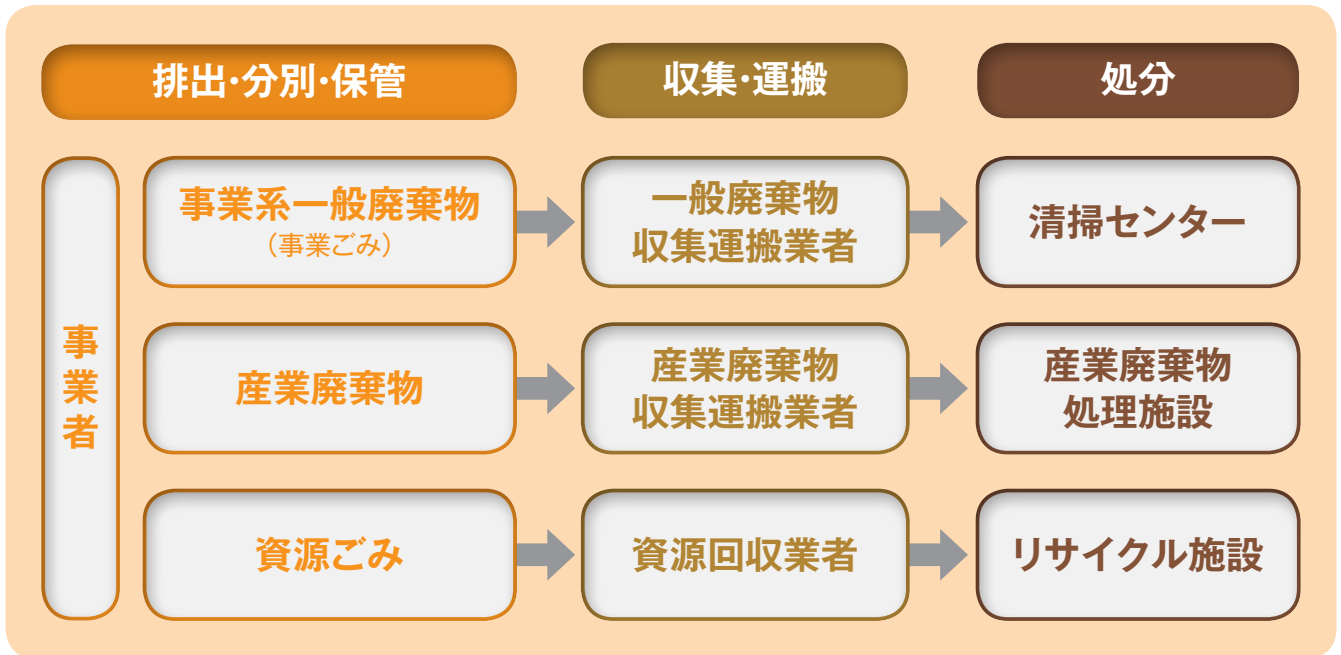
※産業廃棄物を清掃センターに搬入することはできません。

資源ごみ	缶	飲食用の缶など	資源回収業者に委託してください。缶やびんなどは、再生利用が可能なので分別し、リサイクルしてください。
	びん	飲食用のびんなど	
	ペットボトル	飲食用などのペットボトル	
	古紙	種類ごとに分類し、資源回収業者に委託してください。再生利用可能な古紙を廃棄物として処理することは避けてください。	<p>新聞、雑誌、段ボール、OA古紙、シュレッダーくず、機密書類、雑がみ(メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど)</p> <p>●古紙の取り扱いについては、委託業者に確認してください。</p>
	古布	不要になった衣服など	<p>廃棄物として処理することもできますが、できる限りリサイクルしてください。</p> <p>●化学繊維製品は産業廃棄物です。</p> <p>●建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。</p>

詳しくは、7ページから10ページの事業系廃棄物分類表でご確認ください。

## 5 事業系廃棄物の処理の流れ

事業系一般廃棄物であっても、大和郡山市外で発生した廃棄物は、清掃センターへ持ち込めません。



※事業系一般廃棄物は、事業者自らが、清掃センターへ持ち込んで処分することができます。

その際、大和郡山市内で発生した証明を求められることがあります。

※一般廃棄物を持ち込む際には処理手数料をお支払いいただきます。

処理手数料については大和郡山市公式HPからサイト内検索 [事業系廃棄物の適正処理](#) [検索](#) でご確認ください。

※事業系一般廃棄物の処理(収集運搬)を委託する際は、大和郡山市公式HPから、サイト内検索

[事業系廃棄物の適正処理](#) [検索](#) で大和郡山市の許可業者をご確認ください。

※産業廃棄物収集運搬業者を選ぶ場合は、奈良県産業廃棄物協会(☎0744-33-8800)にご相談ください。

廃棄物の収集・運搬や処分を委託する場合は、廃棄物の種類に応じて、許可を受けた業者と書面により契約を締結する必要があります。

## 6 事業系一般廃棄物の出し方

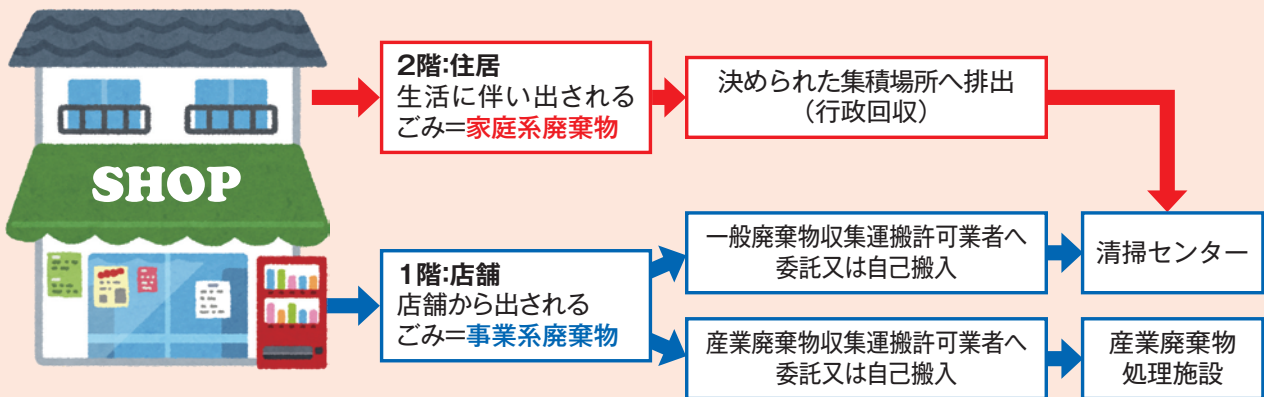
○事業系一般廃棄物を袋に入れて出す場合は、透明又は半透明の袋に入れて出してください。有色の袋で出された場合、中身が確認できず、受け入れできません。

○事業系一般廃棄物をダンボールに入れて出さないでください。ダンボールは資源ごみとしてリサイクルする必要があります。

透明・半透明のごみ袋



**【注意】** 事業系廃棄物を家庭からのごみ集積所に出すことはできません。また、住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭系廃棄物として出すことはできません。



事業系廃棄物を家庭ごみのごみ集積所に出された場合は、不法投棄で廃棄物処理法第25条により以下の罰則を科せられます。

- ・ 5年以下の懲役
- ・ 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

## 7 清掃センターでの展開検査 (搬入不適物の排除)

清掃センターでは、事業者や収集運搬許可業者により、持ち込まれたごみの、検査を実施しています、受入担当者がごみ袋を点検(中身の確認)し、産業廃棄物や資源ごみなど、不適切な廃棄物が混入している場合は、搬入不適物(産業廃棄物等)を持ち帰らせ、収集運搬許可業者・排出元の事業者へ指導を行い、廃棄物の適正処理に取り組んでおります。

また**悪質な違反**に対しては、**排出元の事業者への廃棄物処理法に基づく立入調査を実施**する場合があります。



検査対象車両をごみ投入扉前で荷下ろし。



搬入されたごみを袋をあけて確認しています。



産業廃棄物等の搬入不適物を引き上げます。



搬入不適物を種類ごとに分類し、写真撮影します。  
(写真は産業廃棄物の種別ごとに分類されたもの)

**【注意】** 廃棄物の分別を排出事業者で徹底し、清掃センターに産業廃棄物等の不適物が搬入されないようにしてください。

## 8 廃棄物の減量と資源化

廃棄物の減量化・資源化には、下記のようなメリットがあります。

### ○処理コストの削減

減量化・資源化を進めることにより、ごみの量が減り、ごみ処理にかかるコスト削減になります。事業系一般廃棄物、産業廃棄物、資源ごみの分別を徹底すれば、大きなコスト削減が可能です。

### ○事業者(企業)のイメージアップ

環境問題に関心が高まっているため、事業者(企業)全体で、ごみの減量化や資源化を推進することで、事業者のイメージアップにつながります。

## さらなる廃棄物の減量と資源化の推進にご協力ください。

### リサイクルできる紙類の例



### リサイクルできない紙類の例



# 事業系廃棄物分類表(産業廃棄物・一般廃棄物・資源ごみ)

大和郡山市清掃センターへは、**一廃** 一般廃棄物 に限り持ち込み可能です。

**一廃** 一般廃棄物    **産廃** 産業廃棄物    **資源** 資源ごみ    **一廃※** 一般廃棄物であっても清掃センターへ持込できないものがあります。

	名称	分類	産廃品目	備考
あ	空き缶(アルミ・スチール)	産廃 資源	金属くず	
	空きびん	産廃 資源	ガラスくず	
	アクリル板	産廃	廃プラ	
	麻袋	一廃		30cm角以内に裁断されたものに限る
	アルミサッシ	産廃	金属くず	
	衣装ケース	産廃	廃プラ	
	一斗缶	産廃	金属くず	
	椅子(事務用)	産廃	廃プラ 金属くず	
	椅子(木製)	一廃※		※事業系粗大ごみのため持ち込みません
	インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
	枝・葉・草	一廃		長さ80cm以内・直径8cm以内
	エンジンオイル	産廃	廃油	
	鉛筆	一廃		
	塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
	OA古紙	一廃 資源		汚れのついた紙以外は、資源ごみとしてリサイクルしてください。
	か	化学繊維製品	産廃	廃プラ
傘		産廃	廃プラ 金属くず	
カセットテープ		産廃	廃プラ	
カセットボンベ		産廃	金属くず	中のガスは使い切ること
カッターナイフ		産廃	廃プラ 金属くず	
紙くず		一廃		汚れたり、リサイクルできないもの
紙おむつ		一廃		ただし、医療機関等から排出される感染性のものは清掃センターへ搬入できません。
靴(化学繊維製)		産廃	廃プラ	
花びん		産廃	ガラスくず	
壁紙		産廃	廃プラ	
紙袋		一廃		
ガラス製品		産廃	ガラスくず	
紙パック		資源		
瓦		産廃	陶磁器くず	
記録メディア(CD,DVD等)		産廃	廃プラ	
金庫		産廃	金属くず	材質によっては混合物
金属製品	産廃	金属くず		
靴(合成皮革・樹脂製)	産廃	廃プラ		
クリアファイル	産廃	廃プラ		



	名称	分類	産廃品目	備考
か	蛍光灯	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	結束バンド	産廃	廃プラ	
	小型家電製品(電話・プリンター等)	産廃	廃プラ 金属くず ガラスくず	
	ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	
	ゴム製品(合成ゴム製)	産廃	廃プラ	
さ	雑がみ	資源		
	シュレッダーくず	一廃 資源		
	自転車	産廃	廃プラ 金属くず	
	シャープペンシル	産廃	廃プラ	
	充電器	産廃	廃プラ 金属くず	
	消火器	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり 消火器リサイクル推進センターのホームページをご確認ください。
	新聞・雑誌	資源		
	スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	ストーブ	産廃	廃プラ 金属くず	
	ストロー	産廃	廃プラ	
	スポンジ	産廃	廃プラ	
	スリッパ	産廃	廃プラ	
	生花	一廃		
	石けん	産廃	廃油	
た	体温計	産廃	金属くず ガラスくず	
	体温計(デジタル)	産廃	廃プラ 金属くず	
	台車	産廃	廃プラ 金属くず	
	タイヤ	産廃	廃プラ	
	たたみ	一廃※ 産廃		※事業系粗大ごみのため持ち込みません 建設業に係るもの(工務店・畳店等)
	タイヤのホイール	産廃	繊維くず 金属くず	
	ダンボール	資源		
	机(事務用)	産廃	金属くず 廃プラ	
	机(木製)	一廃※		※事業系粗大ごみのため持ち込みません
	電気コード	産廃	廃プラ 金属くず	

# 事業系廃棄物分類表(産業廃棄物・一般廃棄物・資源ごみ)

	名称	分類	産廃品目	備考
た	電球	産廃	金属くず ガラスくず	
	電池	産廃	汚泥 金属くず	
	陶器	産廃	陶磁器くず	
	トタン	産廃	金属くず	
	塗料(固形)	産廃	廃プラ	
	塗料(水性・液状)	産廃	廃酸または 廃アルカリ 廃プラ	
	塗料(油性・液状)	産廃	廃油 廃プラ	
な	長靴	産廃	廃プラ	
	生ごみ(厨芥類)	一廃		食品製造業からは産廃
	生ごみ(厨芥類)食品製造業から	産廃		
	南京錠	産廃	金属くず	
	ネット	産廃	廃プラ	
	粘着テープ(紙・布製)	一廃		
	粘着テープ(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
は	灰	産廃	燃えがら	
	廃食用油	産廃	廃油	
	パソコン	産廃	廃プラ 金属くず	リサイクルシステムあり 一般社団法人パソコン3R推進協会 のホームページをご確認ください。
	バッテリー	産廃	廃酸 廃プラ 金属くず	
	発泡スチロール	産廃	廃プラ	
	刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
	パレット(木製)	産廃	木くず	
	パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
	ハンガー	産廃	廃プラ 金属くず	
	ビデオテープ	産廃	廃プラ	
	PPバンド	産廃	廃プラ	
	ビニールホース	産廃	廃プラ	
	ビニールシート(養生シート含む)	産廃	廃プラ	農業用ビニールもこれにあたります
	フィルム	産廃	廃プラ	
	プラスチック製容器包装	産廃	廃プラ	
	天然素材の古布(衣類等)	一廃 資源		綿・絹・麻等(ただし衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業は産廃)
	化学繊維の古布(衣類等)	産廃	廃プラ	
	ペットボトル	産廃 資源	廃プラ	

	名称	分類	産廃品目	備考
は	ヘルメット	産廃	廃プラ	
	弁当の容器	産廃	廃プラ	
	ポイントカード	産廃	廃プラ	材質によっては一廃
	ボールペン	産廃	廃プラ	
	ホッチキス	産廃	廃プラ 金属くず	
	ポリバケツ	産廃	廃プラ	
	保冷剤	産廃	廃プラ	
ま	マウスパッド	産廃	廃プラ	
	巻尺	産廃	廃プラ	
	マグネット	産廃	金属くず	
	メディアケース(CD,DVD等)	産廃	廃プラ	
	モップ	産廃	廃プラ	
や・ら・わ	養生シート	産廃	廃プラ	
	ライター	産廃	廃プラ 金属くず	中のガスは使い切ること
	ラップ類	産廃	廃プラ	
	レインコート	産廃	廃プラ	
	レジスター	産廃	廃プラ 金属くず	
	レジ袋	産廃	廃プラ	
	れんが	産廃	陶磁器くず	
	ろうそく	産廃	廃油	
	ロッカー	産廃	金属くず	
	割り箸	一廃		

- ◆注射針、輸液点滴器具等の医療系・感染系廃棄物は、清掃センターに持ち込めません。
- ◆一般廃棄物を清掃センターへ持ち込む場合は、中身が見えるように透明、半透明の袋に入れてください。  
中身が識別できない場合は、受け入れできません。
- ◆一般廃棄物であっても、一度に大量の場合は、受け入れについて事前に協議を行ってください。

## ■ 問い合わせ先

名称	内容	所在	電話番号
大和郡山市 清掃センター	事業系一般廃棄物に ついての相談	〒639-1001 大和郡山市九条町11-2	0743-53-3463
奈良県 廃棄物対策課	産業廃棄物に ついての相談	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-8747
一般社団法人 奈良県 産業廃棄物協会	産業廃棄物収集運搬業 等に関する相談・紹介	〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4	0744-33-8800



## 大和郡山市 清掃センター

〒639-1001 奈良県大和郡山市九条町11番地2

TEL.0743-53-3463 FAX.0743-55-3570

大和郡山市公式ホームページアドレス

<https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/>